

令和5年度版

沼津市第三者所有モデルによる中小企業者再生可能エネルギー
普及促進事業費補助金
交付の手引き

沼津市環境政策課 ゼロカーボン推進室

問い合わせ先

受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)

〒410-8601 沼津市御幸町 16-1

TEL : 055-934-4741 / FAX : 055-934-3045

Mail : kankyo@city.numazu.lg.jp

1. 補助の目的

沼津市は、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量削減に向け、市内の中小企業者等の事業所に第三者所有モデルによる太陽光発電システムの導入を促進し、再生可能エネルギーを市域に普及させることを目的として、本補助事業を実施します。

2. 用語の定義

PPA 契約

太陽光発電システムを所有する事業者の負担により、自己以外の事業者が所有する事業所（土地建物）に太陽光発電システムを設置し、維持管理を行い、当該太陽光発電システムにより発電した電力を当該事業所へ供給する契約

第三者所有モデル提供事業者

PPA 契約により、自己が所有する太陽光発電システムを中小企業者等の事業所へ設置する事業者

第三者所有モデル導入事業者

PPA 契約により、第三者所有モデル提供事業者の所有する太陽光発電システムを自己の事業所に設置し、発電された電力の供給を受ける中小企業者等

導入支援金

第三者所有モデル提供事業者が第三者所有モデル導入事業者に対し給付する現金

3. 補助対象者

市が補助金を交付する対象は、第三者所有モデル提供事業者です。

※本補助金は第三者所有モデル導入事業者（中小企業者等）へ直接交付するものではありません。

※第三者所有モデル提供事業者は、第三者所有モデル導入事業者に対し、補助金額と同額かそれ以上の額の導入支援金を給付する義務があるため、第三者所有モデル導入事業者は、本制度により市から間接的に補助を受けることができます。

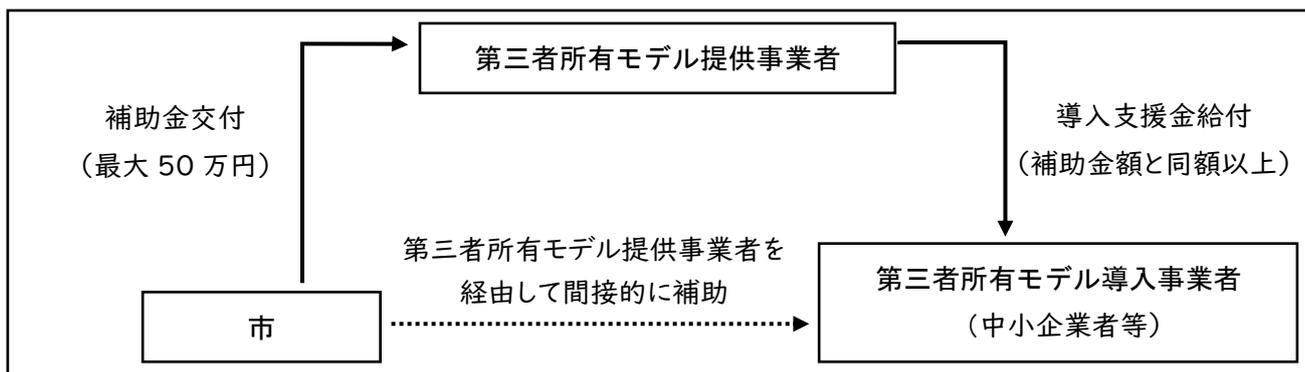
4. 補助額

太陽光発電システムの最大発電出力1キロワットあたり 5,000 円、上限 50 万円

※1,000 円未満の端数は切り捨てます。

※最大発電出力は、太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のうち、いずれか小さい方とします。

<補助金及び導入支援金の交付>



5. 第三者所有モデル提供事業者の要件

- (1) 過去5年間に於いて、継続的な経営に影響を与える行政処分を受けていないこと
- (2) 沼津市暴力団排除条例(平成24年条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する団体でないこと

6. 第三者所有モデル導入事業者の要件

- (1) 以下のいずれかに該当すること
 - ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体
 - ウ アに規定する中小企業者が主たる構成員である公共的団体(農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、その他市長が認めるもの)
 - エ 基本金の額又は法人に拠出されている財産の総額が5,000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の医療法人、学校法人及び社会福祉法人
- (2) 補助金の交付申請日時点で市内に事業所を有し、当該事業所において事業を営んでいること
- (3) PPA契約の締結にあたり、第三者所有モデル提供事業者の定める基準を満たすもの
- (4) 大企業(中小企業者等以外の企業)が資本の2分の1以上を出資し、又は役員を派遣するなど実質的に大企業によって経営されているものでないこと
- (5) 太陽光発電システムの設置及び運用にあたり、法令、条例、行政計画等に反していないこと
- (6) 過去5年間に於いて、継続的な経営に影響を与える行政処分を受けていないこと
- (7) 沼津市暴力団排除条例(平成24年条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する団体でないもの

【注意】第三者所有モデル導入事業者が同一である申請は、年度あたり1回を限度とします。

7. 補助金交付の流れ

時 期	第三者所有モデル 提供事業者	沼 津 市
<申請期間> ・令和5年4月3日～ 令和6年3月22日 ・着工の7日前までに申請	①申請書等提出 ⇨	②受付・審査(1、2週間) ※混み具合等により前後します。
	④決定通知書受領 ⇩	③交付決定、決定通知書送付
<実績報告期限> ・太陽光発電システムの設置日 から30日以内又は令和6年3 月29日のいずれか早い日	⑤太陽光発電システム設置 ⑥第三者所有モデル導入事業者へ導入支援金を給付	
	⑦実績報告書等提出 ⇨	⑧受付・審査(1、2週間)
	⑩確定通知書受領 ⇩	⑨交付確定、確定通知書送付
<請求書提出期限> 確定通知書受領後速やかに	⑪請求書提出 ⇨	⑫請求書受付
	⑭補助金受領 ⇩	⑬補助金交付

8. 補助金交付申請の手続き

(1) 必要書類

① 沼津市第三者所有モデルによる中小企業者再生可能エネルギー普及促進事業費補助金交付申請書 (第1号様式)
② PPA契約書又は第三者所有モデル導入事業者がサービスの利用を申請したことが確認できる書類の 写し
③ 第三者所有モデル導入事業者が第三者所有モデル提供事業者に導入支援金の給付を申請したこ とを確認できる書類の写し
④ 設置する太陽光発電システムの仕様が確認できる書類
⑤ 太陽光発電システムを設置する事業所の全景及び太陽光発電システムの設置予定箇所の現況写真
⑥ 第三者所有モデル導入事業者の健全経営に係る誓約書(第2号様式)
⑦ 第三者所有モデル提供事業者の補助金交付申請に伴う誓約書(第3号様式)
⑧ その他市長が必要と認める書類

(2) 書類の提出

着工の7日前までに、沼津市役所7階環境政策課へ直接提出してください。

※審査に時間を要しますので、着工日が土・日・祝日の場合や大型連休にかかる申請の際は、余裕をもってお
越してください。

※申請が遅いと着工までに決定通知の送付ができませんので、ご注意ください。

受付期間 令和5年4月3日(月)から令和6年3月22日(金)

受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

※工事を完了して実績報告書等を令和6年3月29日(金)までに行い、速やかに請求書を提出できる場合に
限ります。

※3月中に申請を予定している方は、必ず事前にご相談ください。

※予算がなくなり次第終了となりますので、余裕をもって申請してください。

(3) 交付決定

申請は先着順に受理します。不備等があった場合には受理できませんので、余裕をもって申請してください。

審査後、申請者(第三者所有モデル提供事業者)へ「交付決定通知書(第4号様式)」を送付します。

9. 申請に変更が生じた場合、申請を中止する場合の手続き

着工前に変更(中止)内容について市の承認を得る必要があるため、速やかに「変更(中止)承認申請書
(第5号様式)」を提出してください。

審査後、申請者へ「変更(中止)決定通知書(第6号様式)」を送付します。

10. 実績報告の手続き

(1) 必要書類

① 沼津市第三者所有モデルによる中小企業者再生可能エネルギー普及促進事業実績報告書(第7号様式)
② 事業所に設置した太陽光発電システムの写真 ※可能な限り、申請時点に提出した写真と同じアングルで撮影してください。
③ 設置した太陽光発電システムの出力値及び系統連系が確認できる書類
④ 導入支援金を第三者所有モデル導入事業者が受領したことを確認できる書類
⑤ その他市長が必要と認める書類

(2) 書類の提出

太陽光発電システムの設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和6年3月29日(金)のいずれか早い日までに、沼津市役所7階環境政策課へ直接提出してください。

11. その他

- (1) 補助金の交付を受けた方に対し、発電量等の状況調査やアンケート等への回答を依頼することがありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。